

令和4年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年4月25日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年4月25日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和4年4月25日 午前11時50分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	13番 森岡 勉      1番 小谷節雄					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二      事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	山内悟	○	教育課長	出田茂	○
	企画政策課長	荒川誠一	○	健康推進課長	大藪哲夫	○
	財政課長	田中伸明	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	税務課長	池上聖吾	○	商工観光課長	深水昌彦	○
	町民課長	山口和久	○	建設課長	酒井裕次	○
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○	農業委員会事務局長	高田真之	○
	高齢福祉課長	林敬一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 議案第1号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第 3 議案第2号 あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第 4 議案第3号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第 5 議案第4号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
  - 日程第 6 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
  - 日程第 7 報告第2号 専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
  - 日程第 8 報告第3号 専決処分した令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
  - 日程第 9 発議第1号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第10 発議第2号 あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第11 発議第3号 あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第12 常任委員会委員の選任
  - 日程第13 議会運営委員会委員の選任
  - 日程第14 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第1号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号 あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
- 日程第 7 報告第2号 専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
- 日程第 8 報告第3号 専決処分した令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
- 日程第 9 発議第1号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 発議第2号 あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 発議第3号 あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 常任委員会委員の選任
- 日程第13 議会運営委員会委員の選任
- 日程第14 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果

## 午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和4年度あさぎり町議会第1回会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番、森岡勉議員。1番、小谷節雄議員を指名します。

### 日程第2 議案第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第1号、あさぎり町一般職を一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第1号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、一般職の職員及び一般職の任期付職員の期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第1号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、一般職の期末手当の支給割合を、人事院勧告及び県人事委員会勧告どおりに引き下げのため、関係条例を一括して改正するものでございます。2ページをお願いします。改正内容はまず、第1条で、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第26条第2項について、期末手当の支給割合を、100分の127.5を100分の122、改め、同条第3項について、再任用職員の規定、再任用職員の規定の適用について、100分の127.5を100分の122、100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。次に、第2条で、あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条第2項について、100分の127.5を100分の122、100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。改正による、新旧対照表は、4ページからそれぞれ示しているものでございます。附則でございます。2ページをお願いいたします。本改正は、公布の日から施行するものでございますが、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に次の各号に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた得た額を減じた額とするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第2号

◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第2号、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第2号、あさぎり町特別職の職員に職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する。条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与改定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) 議案第2号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、町の特別職及び教育長の期末手当の支給割合を、一般職同様、人事院勧告の勧告のとおり、引き下げるものでございます。改正内容は、まず、第1条で、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第6条第2項について、期末手当の支給割合を100分の127.5を100分の120に改めるものでございます。次に、第2条で、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例、第6条第2項について、100分の127.5を100分の120に改めるものでございます。改正による新旧対照表は、3ページから、それぞれ示しているものでございます。附則でございます。2ページをお願いします。本改正は、公布の日から施行するものでございますが、一般職同様、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

### 日程第4 議案第3号

◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第3号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 日程第4、議案第3号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を申し上げます。すいません、失礼しました。議案第3号あさぎり町

介護保険条例の一部を改正する条例の制定について訂正、提案いたします。提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置延長に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは、議案第3号について御説明いたします。今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少など、対象となる被保険者に対し、介護保険第1号保険料の減免を令和2年度から行っておりますが、その減免措置に対する国の財政支援が、再度、令和4年度分まで延長されたことから、本町においても、その支援策、支援策を延長するものでございます。3ページ、新旧対照表をお願いします。附則第9条第1項、現行、令和4年3月31日を令和5年3月31日に改正するものです。2ページをお願いいたします。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第4号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第4号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第1号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,733万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,760万飛び1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは議案第4号について、御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。歳入です。上の枠の目1地方交付税の普通交付税につきましては、今回の補正の財源調整によるものです。財政課所管分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それではですね、企画政策課所管分につきまして、説明いたします。7ページ目をお願いいたします。2番目の枠で目1総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金です。新型コロナウイルス感染症、対応地方創生臨時交付金で、今回の第1号補正で計上している事業に、充てる額となっております。

ります。8ページ目をお願いいたします。歳出です。目23生活応援券失礼しました、生活応援給付金給付事業費、節10需用費ですが、生活応援券の、印刷費などでございます。節11役務費ですが、生活応援券などの、発送時、郵送料として、加盟店への入金手数料になります。節18負担金補助及び交付金ですが、第5弾となります。生活応援給付金で、町民の皆様に対しまして、一律5,000円、1万4,700名分を計上しております。以上で、企画政策課所管分について説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) 先日のですね全員協議会におきまして、支払いが町長のお話では、8月頃だろうというようなことでございましたが、今日上程されておりますので、今後のスケジュールについて御説明をお願いしたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) 荒川企画政策課長。

●企画政策課長(荒川 誠一君) はい。ただいまの御質問ですけれども、現在ですね、執行部のほうで、計画しておりますスケジュールとしましては、7月にはですね、御手元に届くような段取りで今進めて、いきたいとは思っております。ですので、お盆前にはですね、もう、換金ができるような、スケジュールを組んでいきたいと思っております。以上です。

◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにございせんか。小谷議員。

○議員(1番 小谷 節雄君) はい、今回の、予算で、前回の説明でありますと今回の予算で、国からのあさぎり町への臨時創生交付金の、分の残額、ざっといきますと4,800万程度だと、予算上ですね、想定されているというふうに認識をしておりますが、今後の話としましてですね、その、4,800万円をどのような方向で活用されるかもし現時点です。まだ検討中であろうと思いますが、想定されるものが、ありましたらここで言える部分がありましたらですねちょっとお尋ねをしたいと思っております。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい今のところはまだ想定はございません。また今後ですね、各課の協議、またいろんな団体からの要望等も上がってくると思いますので、そういうのを受けながら協議していきたいと思えます。

◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにございせんか。いいですか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。討論なしと認めます。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) これで討論を終わります。これから、議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 報告第1号

◎議長(徳永 正道君) 日程第6、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第1号、専決処分したあさぎり町あさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひいた

します。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） 報告第1号について御説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますが、改正に伴うずれや、字句の改正訂正等につきまして、つきましては、省略させていただきます。それでは11ページをお願いいたします。第18条の4、第1項は、納税証明書の交付についての規定を定めたものでございます。第33条、第4項、次のページの第6項は、総合課税、または分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用すると定めたものでございます。15ページをお願いいたします。第36条の2、第1項は、公的年金受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。17ページをお願いいたします。第36条の3の2第1項は、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に、退職手当等に係る所得を有する、一定の配偶者の氏名を追加するものでございます。第36条の3の3第1項は、公的年金受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族を有する者について、提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加するものでございます。19ページをお願いいたします。第73のすいません。第73条の2、及び、次ページの第73条の3は、固定資産課税台帳についての規定を定めたものでございます。附則の第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別控除に係る延長見直しについての改正で、住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除し切れなかった額を、住民税の課税書、総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除するものでございます。24ページをお願いいたします。附則の第12条第1項は、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とするものでございます。なお住宅地、農地等については、現行どおりの5%でございます。28ページをお願いいたします。附則の第26条は、住宅借入金等特別控除の延長見直しに伴う規定の整備により、削除するものでございます。次のページをお願いいたします。あさぎり町税条例等の一部を改正する条例。新旧対照表、括弧、第2条による改正、括弧閉じになります。第36条の3の3第1項については、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備によるものでございます。8ページをお願いいたします。施行規則はすいません、間違えました。施行期日は、令和4年4月1日となりますが、下の第1号から第3号の規定につきましては、当該、各号に定める日から施行となります。第2条以降につきましては、それぞれの経過措置を定めるもの、定めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで、報告第2号を終わります。

## 日程第7 報告第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、報告第3号専決処分した令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告についてを。第2号、失礼しました。日程第7、報告第2号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第9号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第2号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第9号、の補正について、報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、報告第2号につきまして御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第9号、令和3年度あさぎり町の一般会計補正予

算第9号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,284万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,443万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。令和4年3月28日専決。9ページをお願いいたします。第2表地方債補正です。地方債の最終協議を踏まえまして、起債の限度額について補正したものでございます。補正後の限度額は3,610万円の減額となっております。なお起債の方法利率、償還の方法については変更ございません。次、12ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分につきまして、御説明申し上げます。1番上の枠の目1地方揮発湯譲与税、その下の自動車重量譲与税、森林環境譲与税の各地方譲与税の補正につきましては、交付額の確定により補正したものでございます。4枠目の目1利子割交付金、その下の配当割交付金、それから次のページをお願いいたします。目1、株式等譲渡所得割交付金、その下の法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金の各交付金につきましても、交付額の確定により補正したものでございます。次、14ページをお願いいたします。1番上の枠の目1、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等への固定資産税の軽減措置に伴う減収分の補填でございまして、総務省令で定めるところにより算出された額が交付されたものでございます。次の地方交付税の普通交付税の減額につきましては、今回の補正の財源調整によるものです。その下の特別交付税ですが、本年度の交付額が、3億8,597万3,000円となりましたので、予算との差額分を補正したものでございます。次16ページをお願いいたします。1番下の枠の目1総務債、節2総務施設除却事業債の説明欄の2行目、総務施設除却事業債の90万円の減額は、旧須恵庁舎解体事業に伴う実績に伴うものでございます。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、総務課所管分の説明申し上げます。歳入、15ページをお願いいたします。2枠目の下から2行目、目6消防費県補助金、節1消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策事業等補助金につきましては、歳出で説明します事業実績により、減額補正したものでございます。次に、16ページをお願いいたします。最下段の枠、目1総務債、節5庁舎改修事業債につきましては、本庁舎外壁改修工事の事業費の確定により、減額補正したものでございます。次に、17ページをお願いいたします。最上段の目4消防債、節1消防施設整備事業債につきましては、小型動力ポンプ購入と消火栓設置工事費負担金の事業費の確定により、減額補正したものでございます。次に、歳出18ページをお願いいたします。1枠目の2行目、目6財産管理費、節14の工事請負費につきましては、本庁舎外壁改修工事の事業費の確定により、減額補正したものでございます。その下節17備品購入費は、庁舎管理、備品等の空気清浄機などの入札残を減額補正したものでございます。次に、22ページをお願いいたします。最下段の枠、目1消防総務費、節18の上球磨消防組合負担金は負担金、請求実績額により減額補正したものでございます。その下目債、目3消防施設費につきましては歳入で説明しました、消防施設整備整備事業の起債額の確定による財源更正となります。次に23ページをお願いいたします。1枠目の目4防災管理費、節10需用費の消耗品費は、球磨川水系防災減災ソフト対策等交付金対象のブルーシートなどの消耗品の購入実績により減額したものでございます。次に今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。25ページをお願いいたします。特別職の補正はございません。次に一般職の給与費について説明いたします。26ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員以外の職員分として、生活福祉課及び農林振興課の事業について時間外手当を減額補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正により補正後補正での額は格段のとおりでございます。次に、27ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は、時間外手当によるものであることから、その事



由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君）

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について説明いたします。14ページをお願いいたします。歳入です。3番目の枠で、目1総務費国庫補助金、節3地方創生推進交付金ですが、事業実績に伴いまして、減額するものでございます。目4地方創生臨時交付金ですが、各事業の実績に伴いまして、増額するものです。次に、16ページをお願いいたします。1枠目の目1指定寄附金、説明のふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金ですが、3月末までの、寄附額で予算を上回った額を補正計上しております。次に、18ページをお願いいたします。歳出です。1枠目、目1基金費、節24、積立金は、歳入で、追加計上しました寄附金を、ふるさと寄附、すいません、ふるさと基金、まちひとしごと、創生推進基金に積み立てるものです。目22生活応援給付金給付事業費につきましては、財源更正をするものです。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（山口 和久君） それでは、町民課所管分を御説明申し上げます。14ページをお願いいたします。3枠目、1段目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金、これは、個人番号カード交付事業費補助金の実績により減額するものです。次は歳出になります。18ページをお願いいたします。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費で、説明の個人番号カード関連事務負担金は、実績による減額で、歳入と同額となります。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の説明をさせていただきます。まず、9ページでございます。地方債補正につきましては、生活福祉課所管分として、番号3番、4番5番となりますが、歳入のところで説明をさせていただきたいと思っております。14ページをお願いいたします。歳入となります。3枠目、2段目の節4子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、住民税非課税世帯や、生活困窮世帯へ10万円を給付する事業費に対する補助金となります。2,100世帯分の給付費と事務費を概算払いで受入れておりましたが、3月の初旬の実績によりまして1度、返還を行い、令和4年度において、再度申請し、受け入れることとなりましたので、実績額を残し、その差額を減額したものでございます。15ページをお願いいたします。1枠目、節2の説明、障害者自立支援給付費等負担金は、交付決定による減額を行っております。その下、節7救護施設費負担金の説明、保護費負担金は、利用者の入退による基準額変更により、増額補正を行ったものです。2枠目、2段目の節3説明の障害者住宅改造助成事業費補助金は、実績がなかったため減額を行ったものでございます。その下、難聴児補聴器購入費、助成事業費補助金は、1件の利用がございましたが、利用額に対する県の補助金を残し、減額したものとなります。その下、節4児童福祉費補助金の子供子育て支援補助金は、一時預かり事業、子育て援助活動事業、延長保育事業について、実績により、予算額との差額を減額したものでございます。その下、保育対策総合支援事業補助金につきましても、当初、4園の申請計画に対しまして、3園の申請となりましたので、実績により減額したものとなります。16ページをお願いいたします。4枠目、節1救護施設費納付金の説明、自己負担、自己負担金につきましては、利用者の入退院による基準額変更により、減額補正を行ったものでございます。17ページをお願いいたします。失礼しました。16ページをお願いいたします。あ、すいません、何度もすいません17ページでございます。4、1枠目、4段目の目7民生債、節1重度心身障害者医療費助成事業債、節2の出生祝い金事業債、節3の子供医療費助成事業債は、事業費化、事業費の確定により、起債額を減額補正したものでございます。19ページをお願いいたします。歳出となります。1枠目、2段目、目8の子育て世帯等臨時特別支援事業費につきましては、1,631世帯への給付金と、その事業に関する事務費の

実績と予算額の差額を減額したものでございます。その下、目9、学生等への臨時特別給付金。給付事業費は、財源内訳を、一般財源から特定財源へ構成したものととなります。2 枠目、節7の報償費、説明の出生祝い金は、実績により減額したものでございます。その下、節18の説明保育対策総合支援事業補助金、延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金、子育て、援助活動支援事業補助金、新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金は、それぞれ実績により減額したものでございます。20ページをお願いいたします。1 枠目、節19、説明の子供、医療費給付金も、実績により減額したものととなっております。2 枠目、節10需用費の賄い材料費につきましては、歳入で説明しました、救護施設の保護、保護費負担金と、自己負担金の差額につきまして賄い材料費にて調整したものでございます。以上、生活福祉課所管分の、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。続きまして、健康推進課所管分について御説明申し上げます。15ページをお願いいたします。歳入です。下の枠の目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の風疹予防接種助成事業補助金は、妊娠を希望される妊婦の方とその家族を対象とした予防接種への補助金で、実績により減額したものです。次の少子化対策総合交付金は、不妊治療のうち、人工授精に対する補助金で、こちらも実績により減額したものです。19ページをお願いいたします。歳出です。1 枠目の目6国民健康保険事務費、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金も、実績により減額したものです。20ページをお願いいたします。1 番下の枠の目1保健衛生総務費等、目5保健、母子保健事業費は、財源更正を行っております。目6予防接種事業費、節18負担金補助及び交付金の風疹予防接種助成金は、実績により減額したものです。目8スマートウェルネスシティ事業、節14工事請負費と節17備品購入費も、実績により減額したものです。目6保健センター管理費、節14工事請負費につきましても、実績により減額したものです。以上、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） それでは、農業委員会所管分について説明いたします。歳入から説明します。15ページをお願いいたします。2 段目の中ほど、目4農林水産事業費県補助金、節1農業委員会費補助金の農地集積集約化対策事業補助金の減額につきましては、農業委員へのタブレット導入で、タブレットの単価が安価になったことによる、交付決定額の確定に基づき減額するものです。次に、歳入について説明いたします。21ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。最上段の目1農業委員会費、節17備品購入費です。歳入で説明しました、タブレットの単価が安価になったことによる、交付決定額より減額になります。以上で、農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは農林振興課所管分について説明を申し上げます。歳入となります。14ページをお願いいたします。下段の枠、目5災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は、交付決定に基づき増額をするものです。次に、15ページをお願いいたします。下段の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2、農業費補助金の農業次世代人材投資事業補助金、それから、環境保全型直接支払い交付金、土地利用型農業支払い、農業支援事業補助金、それから田んぼダム、協力支援事業補助金の四つの事業と、節3、林業費補助金の森林作業道自立9支援事業補助金の減額につきましては、いずれも交付決定に基づき減額をするものとなります。次16ページをお願いいたします。3 段目の枠、目2農林水産費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入につきましては、実績に基づき減額をするものとなります。17ページをお願いいたします。目6災害復旧債の林業施設災害復旧事業債につきましては、交付決定に基づく、補助金額の増により、起債額を減額するものとなります。18ページをお願いいたします。歳出となり

ます。上段の枠、目14基金費の最下段、森林環境譲与税積立金につきましては、森林環境譲与税及び事業費の確定に伴い、基金への積立て額を増額するものとなります。21ページをお願いいたします。目4農業振興費、節17備品購入費につきましては、支援農業支援センターへ貸付けを行うアーム型草払い機における入札残額を減額するものです。また、節18負担金補助及び交付金の農業次世代人材投資事業補助金の減額は、対象者数及び交付対象を就農者の前年度の所得により、交付金が算定され、その実績に基づき減額するものです。また、次の農業支援センター運営費負担金は、当初計画において、1名の労務員増員が予定されておりました。増員はあったものの1名の退職による減額分と合わせ、運営費を実績に基づき減額するものとなります。また、目8水田農業経営確立対策事業費の土地利用型農業支援事業補助金は、歳入に伴う減額分、次の目11、農地中間管理事業費、時間外手当につきましても、歳入に伴い減額するものとなります。次の目15、環境保全型農業直接支払い制度事業費の環境保全型農業直接支払い交付金、また、目16農地費の田んぼダムの田んぼダム協力支援事業助成金についても、歳入の減額に伴う減額分となります。次に下段の枠、目2農業林業振興費の林業作業道自立復旧支援事業補助金につきましても、歳入の減額に伴う減額分となります。24ページをお願いいたします。2枠目の目2林業施設災害復旧費につきましては、歳入における、国庫補助金、災害復旧事業債の額の変更に伴う財源更正となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。商工観光課所管について説明を申し上げます。16ページになります。2枠目、目4産業活性化基金繰入金、産業活性化繰入金になります。農業支援センター運営費と、商工振興事業費補助金のそれぞれの事業実績により減額をしたものでございます。22ページをお願いします。歳出になります。1枠目、目1商工総務費、節17備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金により、購入しました非接触型体温計の入札残を減額したものでございます。節18負担金補助及び交付金、1段目につきましては歳入で説明いたしました、産業活性化繰入金減額、商工観光課分について、補助額の確定により減額をしたものです。説明欄2段目と3番目の新型コロナウイルス感染症に関する補助金につきましては、備品購入費と同じく、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金分について、補助額の確定により減額をしたものです。2枠目、目1観光費、節18負担金補助及び交付金につきましては地方創生、推進交付金の中の負担金の額の確定により減額をしたものでございます。商工課、商工観光課所管につきましては、以上です。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。16ページをお願いいたします。歳入でございますが、最下段の枠で、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路の改良や舗装補修、橋梁の補修など、におきまして、事業完了分の実績、それから繰越し事業がございますので、その見込みによりまして最終事業費を算定したところで、減額としております。22ページをお願いいたします。歳出でございますが、3枠目の目2道路維持費、それから、次の目3道路新設改良費につきまして、地方債の減額に伴いまして、財源更正としております。以上で建設課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。それでは、教育課所管分について御説明をいたします。14ページをお願いします。歳入です。3枠目、最下段、目6教育費国庫補助金、節2公立学校情報機器整備費補助金の減額につきましては、補助金の確定によるものです。その下です。節5要保護児童生徒費、児童生徒援助費補助金は、要保護世帯の児童生徒の修学旅行費に係る補助です。小学生1名、中学生1名分で、補助率は2分の1です。15ページをお願いします。2枠目、最下段です。目7教育費県補助金につきましては、説明

にありますように、地域学校協働活動推進費補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金、学習支援員配置事業補助金の補助金分の補助金額確定による増減です。16ページをお願いします。5枠目、目1総務費、節2総務施設除却事業費の1行目、総務施設、除却事業債、旧中学校施設の減額につきましては、事業を繰越しましたことによります財源調整です。17ページをお願いします。1枠目、2段目、目5教育債、節1学校施設整備事業債の減額につきましては、上小学校プール改修、上小学校屋根改修、学校給食センター、小型蒸気ボイラー更新事業実績による減額です。その下、節2社会教育施設整備事業債につきましては、社会教育施設整備工事の実績による減額です。23ページをお願いします。歳出になります。2枠目、目3教育振興費につきましては、財源更正になります。3枠目、目1学校管理費、工事請負費につきましては、事業費確定による減額となります。4枠目、目1学校管理費につきましては、財源更正です。最下段、目2公民館費、工事請負費につきましては、事業費確定による減額となります。24ページをお願いします。1枠目、目1給食センター運営費につきましては、事業実績による財源更正になります。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですけれども、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで訂正を申し上げます。私がおほ、報告第1号のところですね、これで報告第1号を終わりますと言わなければいけないところを、報告第2号と言ってしまったようでございます。おわびを申し上げまして訂正いたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号を終わります。

## 日程第8 報告第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、報告第3号、専決処分した令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第3号、専決処分した令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは御説明いたします。4ページをお願いいたします。専決処分した令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明いたします。令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,425万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年3月28日専決です。今回の補正につきましては、高額療養費の増額と、保険給付費や、出産育児金の減額補正が主なものとなっております。9ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1災害臨時特例補助金の総額につきましては、保険税減税分の補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入の減少によるもので、補助金額の確

定により増額したものです。2 枠目の目 1 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等交付金普通交付金の減額につきましては、保険給付費等交付金の確定により減額したものです。節 2 保険給付費等交付金特別交付金は、熊本県からの交付金、交付決定により、保険者努力支援金分、特別調整交付金、県繰入金を増額し、特定健康診査等負担金を減額したものです。三つ目の枠の目 1 一般会計繰入金、各節ごとの実績に基づき、節 1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金、節 2 保険者支援分保険基盤安定繰入金、一つ飛びまして節 5 その他一般会計繰入金の増額をし、節 3 出産育児一時金の繰入金の減額をしたものです。10 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 繰越金の減額につきましては、歳出の減額に伴う、財源調整として減額しております。2 枠目の目 1 特定健康診査等受託料の減額につきましては、後期高齢者健診受託料として、実績により減額したものです。3 枠目の目 1 一般被保険者第三者納付金の減額につきましても、実績額により減額したものです。目 6 療養給付費精算金の増額につきましては、令和 2 年度分の診療報酬の概算額に対し、実績額との差が生じたため、雑入で受入れて増額するものです。11 ページをお願いいたします。歳出です。1 枠目の目 1 一般管理費は、財源更正を行っております。2 枠目の目 1 一般被保険者療養給付費の減額は、実績、実績見込みにより減額したものです。3 枠目の目 1 一般被保険者高齢、高額療養費は、3 月の議会で増額の補正をお願いいたしましたが、見込んだ額以上の高額療養費の請求がきたため、不足を生じることから、増額したものです。4 枠目、目 1 出産育児一時金は、実績見込額により減額したものです。5 枠目の目 1 一般被保険者療養給付費分は、財源更正を行ったものです。12 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 特定健康診査等事業費の減額につきましては、実績見込額により減額し併せて財源更正を行ったものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで報告第 3 号を終わります。

#### 日程第 9 発議第 1 号

◎議長（徳永 正道君） 日程第 9、発議第 1 号、あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。発議第 1 号は、会議規則第 35 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めますこれで討論を終わりますこれから発議第 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 10 発議第 2 号

◎議長（徳永 正道君） 日程第 10、発議第 2 号あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。発議第 2 号は会議規則第 35 条第 2 号の 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりますこれから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

### 日程第11 発議第3号

◎議長(徳永 正道君) 日程第11、発議第3号あさぎり町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を、についてを議題とします。発議第3号は会議規則第35条の2、第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めますこれで質疑を終わりますこれから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わりますこれから、発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第12 常任委員会委員の選任

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については御手元に、配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって常任委員会委員の選任については、御手元に配りました名簿のとおりとすることに決定しました。各常任委員会会議開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時39分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 日程第13 議会運営委員会委員の選任

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、議会運営委員会委員の選任を議題とします。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については御手元に配付した名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なし。と認めますしたがって議会運営委員会委員は御手元に、配りました名簿のとおり選任することに決定しました。議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時46分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14、常任委員会及び議会運営委員会委員の委員長、副委員長の選任結果の報告

◎議長(徳永 正道君) 日程第14、常任委員会及び議会運営委員会委員の委員長、副委員長の選任結果の報告を議題とします。総務建設経済、厚生文教、議会運営の順に各委員会の代表者に発表を願います。永井英治。総務建設経済委員、前にどうぞ。

○議員(永井 英治君) はい。お疲れさまでございます。総務建設経済常任委員会の委員長、私、永井英治。副委員長に小出高明議員と決定しております。以上報告を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 次に、厚生文教常任委員会、豊永喜一委員。

○議員(豊永 喜一君) 厚生文教常任委員会の結果を報告いたします。委員長に私、豊永でございます。副委員長に溝口議員。議会運営については山口議員と以上になっております。以上終わります。

◎議長(徳永 正道君) 議会運営委員会委員会の報告をお願いします。山口議員。

○議員(山口 和幸君) それでは、議会運営委員会の報告をいたします。委員長に私、山口でございます。副委員長に小見田議員が選任されました。以上報告いたします。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、条項数、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会。第1回会議を閉会いたします。

●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。

午前11時50分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 6 月 3 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 森 岡 勉

署名議員 小 谷 節 雄